

高山市障がい児・者地域生活支援拠点事業 運営ガイドライン（利用者版）

令和8年3月

高山市福祉課

【目次】

1	地域生活支援拠点とは	1
	地域生活支援拠点事業 事業フロー図	3
2	当市における地域生活支援拠点の各機能について	4
	(1) 「相談」の機能	4
	(2) 「緊急時の受け入れ・対応」の機能	5
	(3) 「体験の機会・場の提供」の機能	6

附属

様式 1 高山市地域生活支援拠点等（緊急時の支援）利用事前登録申請書

高山市地域生活支援拠点事業実施要綱

1 地域生活支援拠点とは

(1) 地域生活支援拠点の整備に求められる5つの機能

地域生活支援拠点とは障がい者の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らし続けるために、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくりをいいます。

拠点整備にあたり、国が示す次の5つの機能を備えることが要件となっています。

相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受け入れや医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

体験の機会・場の提供

障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

専門的人材の確保・育成

行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応ができる体制の確保及び専門的な人材の育成を行う機能

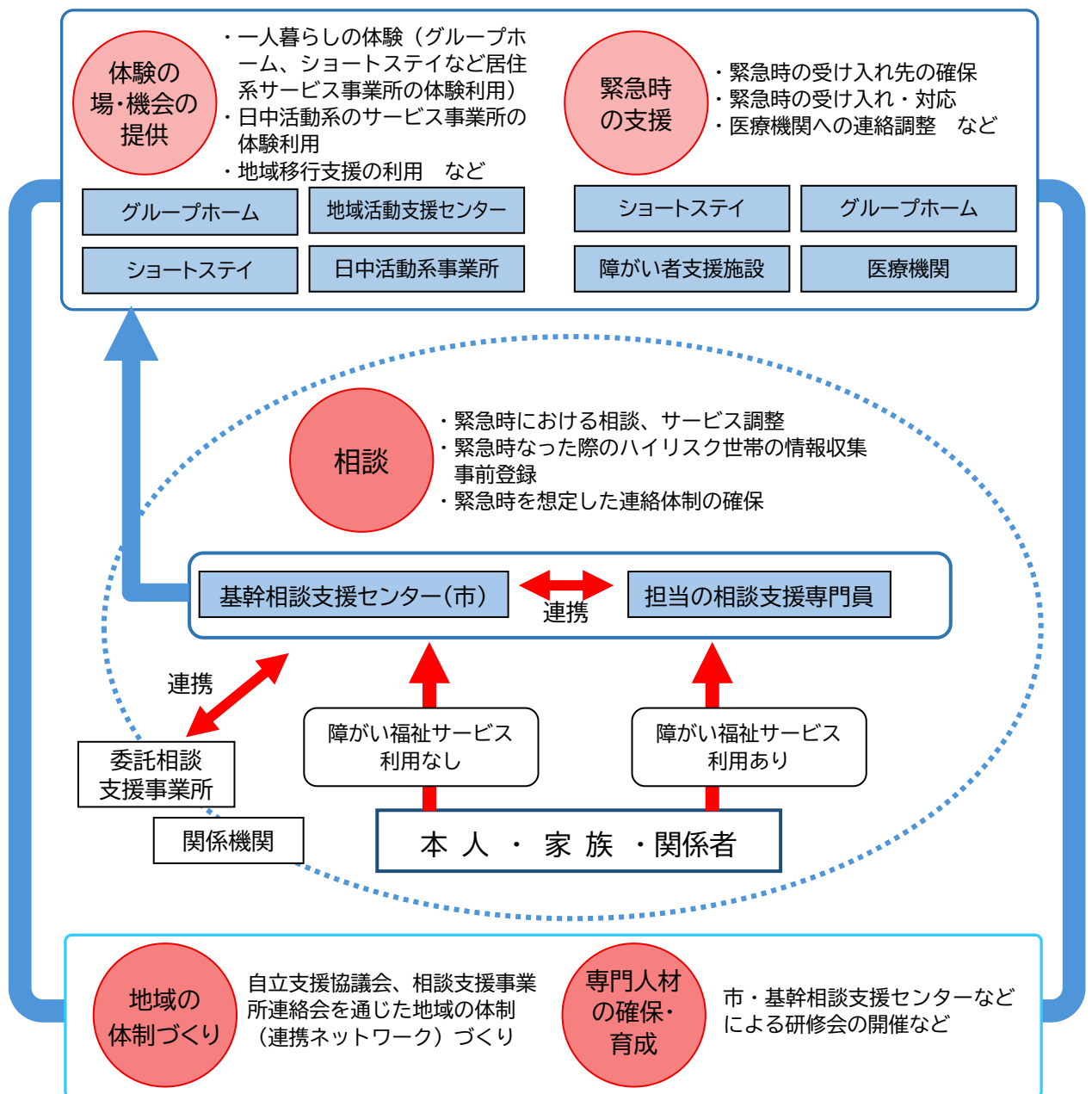
地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(2) 当市の地域生活支援拠点＝既存の事業所が連携して機能を担う面的整備型

地域生活支援拠点の整備方法には拠点の5つの機能を担う施設を新設する「多機能拠点整備型」と、地域の既存の事業所等が連携して機能を担う「面的整備型」の2パターンがありますが、当市では、障がい者を住み慣れた地域全体で支援するという点に着目し、既存の関係を生かすことができる「面的整備型」を進めています。

〈高山市地域生活支援拠点面的整備型イメージ図 令和7年12月時点〉



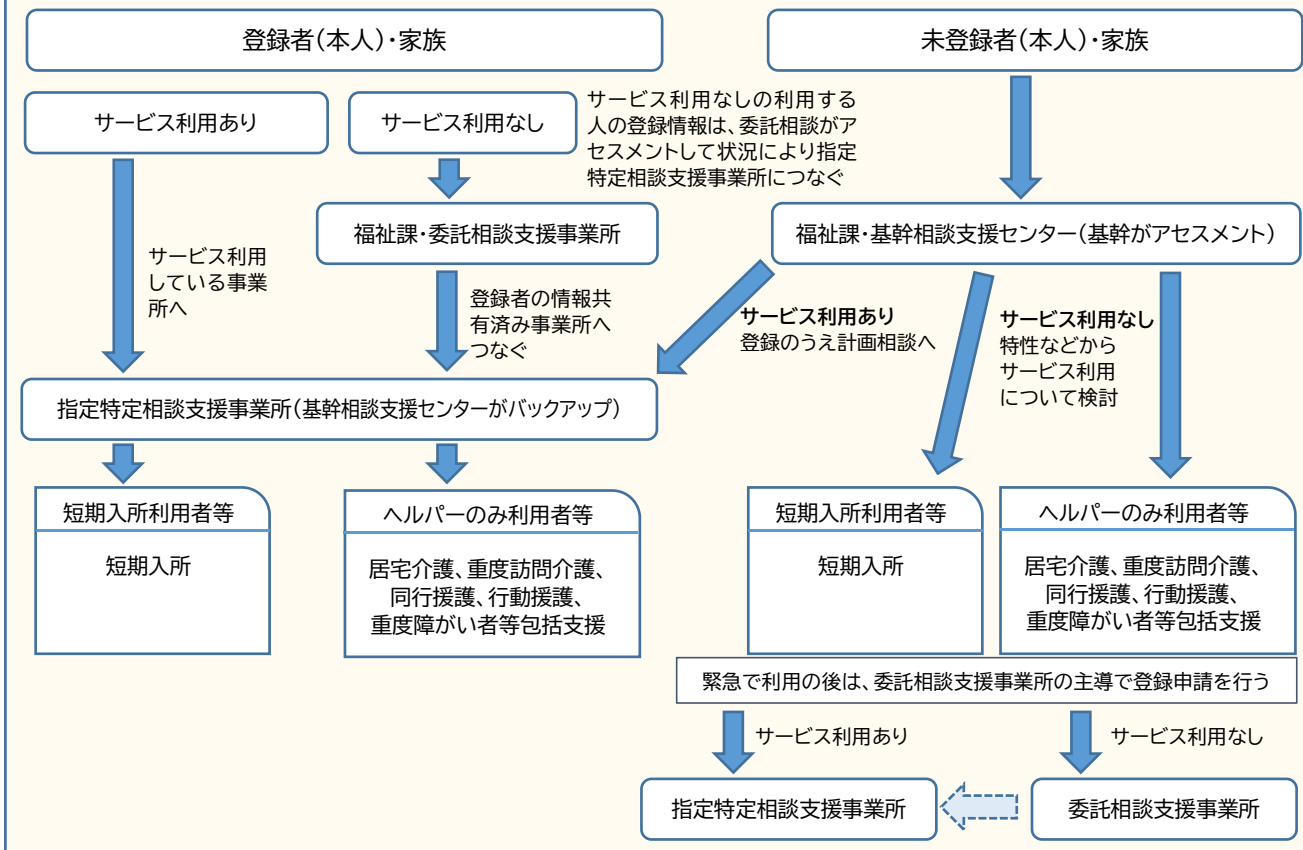
(3) 地域生活支援拠点の主な対象者

日常生活に支援を要する市内在住の障がい者等

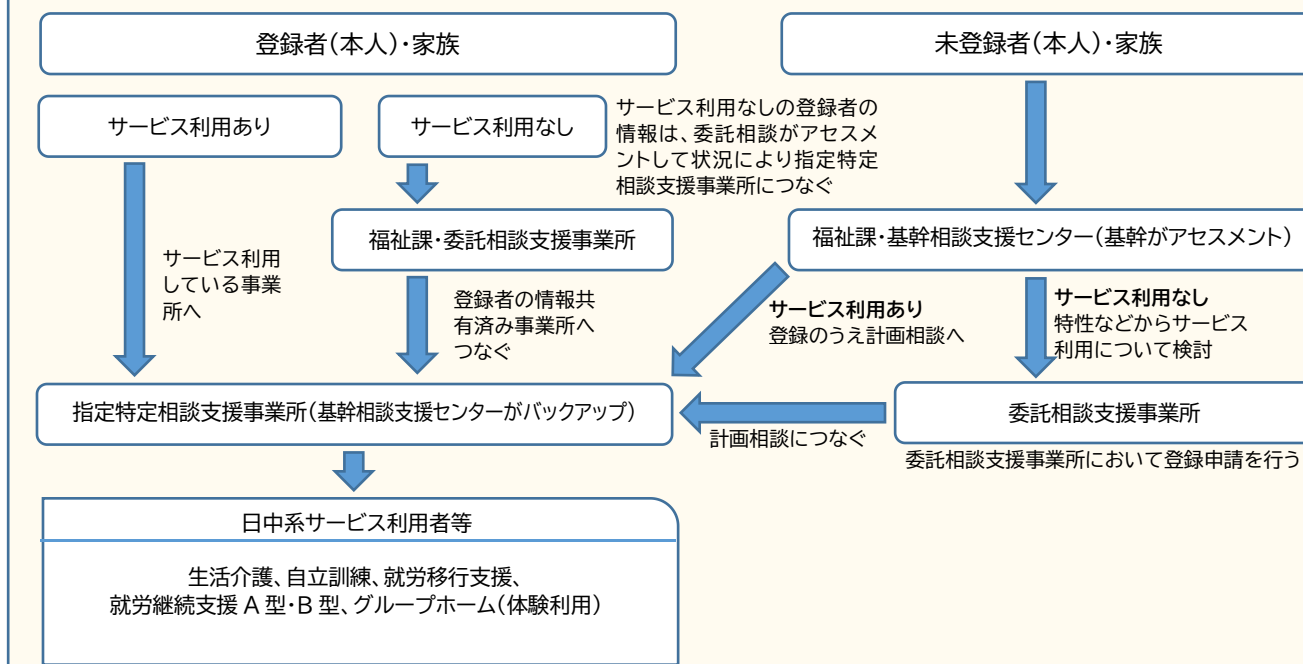
- ・ 障がいの程度が重く、家族の支援力が弱い方
- ・ 3障がい（身体・知的・精神）全ての障がい者が地域生活支援拠点の対象ですが、「緊急時の受け入れ・対応」機能については障がいの程度が重く、本人及び家族等の支援力が弱い方を主な対象者とします。

地域生活支援拠点事業 事業フロー図

緊急時相談・受け入れ対応



体験の機会・場の提供



2 当市における地域生活支援拠点の各機能について

(1) 「相談」の機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

機能を担う機関	目的・役割（実施方法）
・指定特定相談支援事業所 （・指定障害児相談支援）	<p>●目的 『親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整える』</p> <p>●役割（実施方法） 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するため、本人または家族、相談支援事業所等からの情報をもとに、高山市地域生活支援拠点等（緊急時の支援）利用事前登録申請書（様式1）を作成する。 相談体制として、平日については指定特定相談支援事業所が担い、休日夜間については市役所（福祉課：福祉・障がい係）と基幹相談支援センターが担うこととする。</p>

〈緊急時の連絡先〉

時間帯	対応機関	連絡先
平日の日中	地域生活支援センター	0 5 7 7 - 3 2 - 6 2 8 0
	高山市障がい者生活支援センター	0 5 7 7 - 5 7 - 7 2 9 4
	地域活動支援センターやまびこ	0 5 7 7 - 7 2 - 5 0 2 3
夜間及び休日	高山市役所（代表番号）	0 5 7 7 - 3 2 - 3 3 3 3

●緊急時の支援が見込めない世帯の判断

《本人の状況》

- ・主たる介護者（家族）による支援がないと生活に著しい支障が生じる等のことが見込まれる場合
- ・介護者（家族）がいても、環境の変化等により、障がい者本人の在宅での生活維持が、一時的にでも困難と見込まれる場合

《主たる介護者（家族）の状況》

- ・急病、死亡、その他やむを得ない事情により障がい者本人を支援できない状態となり、かつ、他の支援者の確保ができない、または、支援が見込めない場合

●拠点事業とサービス利用の明確化

《対象者が計画相談を利用している場合》

- ・一般・特定相談支援事業所が、緊急時支援が見込めない世帯を把握する。
- ・対象者本人や家族等と相談のうえ、市役所（福祉課）に登録用紙を提出する。

《対象者が計画相談を利用していない場合》

- ・一般・特定相談支援事業所や市が、対象者本人やその家族、地域住民等から相談を受けた際に、緊急時支援が見込めない世帯か否かを判断する。
- ・本人や介護者から希望があれば、市役所（福祉課）に登録用紙を提出する。
- ・必要に応じて、障がい福祉サービスの申請等に繋げる。

(2) 「緊急時の受け入れ・対応」の機能

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受け入れや医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

機能を担う機関	目的・役割（実施方法）
<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所（・指定障害児相談支援） ・高山市役所 	<ul style="list-style-type: none"> ●目的 『緊急時に、居宅での生活継続の調整及びショートステイ等での受け入れを行う』 ●役割（実施方法） <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ等を利用し、緊急の受け入れ体制を確保する。利用事前登録申請書（様式1）等の情報に基づき、緊急の受け入れが必要な障がい者の障がい特性や医療情報等を参考に受け入れ先を調整する。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業所 ・訪問系サービス事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。

※訪問系サービス事業所…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援

●「緊急時」の判断

《本人の状況》

- ・主たる介護者（家族）による支援がないと生活に著しい支障が生じる等のことが見込まれる場合
- ・介護者（家族）がいても、環境の変化等により、障がい者本人の在宅での生活維持が、一時的にでも困難と見込まれる場合

《主たる介護者（家族）の状況》

- ・急病、死亡、その他やむを得ない事情により障がい者本人を支援できない状態となり、かつ、他の支援者の確保ができない、または、支援が見込めない場合

●拠点事業とサービス利用の明確化

《対象者が計画相談を利用している場合》

- ・緊急でショートステイ等の利用が必要になった際、契約中の入所施設等と連絡調整を行う。
- ・緊急時への備えとして普段からショートステイ等の体験利用を提案し、実際に緊急時となった際に、円滑に利用できるように調整する。

《対象者が計画相談を利用していない場合》

- ・一般・指定相談支援事業所等やコーディネーターが、本人の障がい特性に合わせて入所施設等の利用調整を行う。
- ・相談時に緊急の受け入れ対応が必要だと判断される場合は、事前に障がい福祉サービスに繋げるとともに、計画相談の利用に移行できるように働きかける。

(3) 「体験の機会・場の提供」の機能

障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

機能を担う機関	目的・役割（実施方法）
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所（・指定障害児相談支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ●目的 『本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する』 ●役割（実施方法） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立を考慮することができるきっかけとして、家事を伴うグループホーム等での宿泊体験、または、日中の活動の機会や場の提供を行う。 ・一般就労を目指したい旨の相談があった際は必要に応じて就労援助センター等と連携しつつ就労体験の機会又は場の調整を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援事業所 共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。 【体験に送り出す側】 (施設入所支援事業所、日中活動系サービス事業所) ・体験的な利用支援における地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整を行う。 【体験を受け入れる側】 (共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所) ・相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。

※日中活動系サービス事業所…生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型

●想定される利用対象者

- ・家族等と同居している者で、今後一人暮らしが見込まれる（希望している）障がい者
- ・長期入院又は入所者等で、地域生活の経験の不足等によりソーシャルスキルを身に付ける必要がある者

●具体的運用方法

- ・体験利用を受け入れているグループホームや地域移行支援等の障がい福祉サービス事業所を市が把握し、一般・指定相談指定事業所やコーディネーターと共有し、本人のニーズに沿った体験の機会が提供できるように調整する。
- ・障がい福祉サービスの体験利用は、支給の決定後とする。なお、既に障がい福祉サービスを利用している場合は、計画案やセルフプランに体験について追加記載したものを市（福祉課）に提出し、サービスの支給決定を受ける。
- ・障がい福祉サービスの給付を受けたことがない体験利用希望者は、市（福祉課）の調査を受ける必要があるため、速やかに障がい福祉サービスの給付担当と調整し、調査日を決定する。それと同時に、可能な限り担当の計画相談をつけるよう促す。